

大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資
(がんばろう！おおいた資金繰り応援資金) 利子補給金交付要綱
ーリアルタイム方式ー

(趣旨)

第1条 知事は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資(がんばろう！おおいた資金繰り応援資金)事務に関する要領(以下、「要領」という。)に規定する指定金融機関のうち第2条の規定に該当するもの(以下、「事業実施主体」という。)が、大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資(がんばろう！おおいた資金繰り応援資金)(以下、「当該融資制度」という。)を実行することにより生じた約定利子に対し、予算の定めるところにより、大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資(がんばろう！おおいた資金繰り応援資金)に係る利子補給金(以下、「補給金」という。)を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年4月1日大分県規則第27号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業実施主体」とは、当該制度融資を実行した指定金融機関のうち、要領別表1のリアルタイム方式に該当する金融機関をいう。

(補給金交付の対象となる貸付)

第3条 補給金交付の対象となる貸付は、次の各号に掲げる当該制度融資の貸付とする。

- (1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下、「法」という。)第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者に対する当該制度融資の貸付
- (2) 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者に該当する個人事業主に対する当該制度融資の貸付
- (3) 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、前号以外の者で、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者に対する当該制度融資の貸付

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助の対象となる経費は、当該制度融資に係る毎年2月1日から翌年1月31日までの約定支払日における、支払うべき約定利子の合計とし、補助率は10/10とする。ただし、貸付金額6千万円を補助対象限度額とする。

- 2 利子補給率は年率1.3%とする。
- 3 補給金交付の対象となる当該制度融資の貸付に関して、本条第1項に定める期間中に

発生する約定利子については、金融機関は借受人から徴収せず、知事から交付される補給金をもって、これに充てるものとする。

(補給期間)

第5条 補給金を交付する期間は、当該制度融資実行日から起算して3年間とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告は、大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）利子補給金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付して、知事（知事が業務を委託した委託先を含む）に提出しなければならない。

(1) 大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）補給金交付申請及び実績報告対象者一覧表（第2号様式）及びその電子媒体（知事が指定する媒体に限る。）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 前項における提出期限は、令和2年度支払分については、5月1日から同年8月31日までに発生する利子（以下、「上半期分」という。）を9月20日、9月1日から翌年1月31日までに発生する利子（以下、「下半期分」という。）については翌年2月20日とする。令和3年度以降の各対象期間と提出期限については、別に知事が定める。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、以下のとおりとする。

(1) この補給金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補給事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

(3) 知事は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

イ 当該制度融資の貸付けに際し又は貸付け後、虚偽の申し出又は報告をしたとき

ロ その他知事が特に必要と認めるとき

(4) その他、規則、要領及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 知事は、規則第6条の規定による補助金の交付の決定及び規則第13条の規定に

よる額の確定は、大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）交付決定通知書及び額の確定通知書（第3号様式）により、事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 事業実施主体は、補給金の交付を請求するときは、大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）利子補給金交付請求書（第4号様式）によるものとし、大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）利子補給金交付請求額算出根拠表（第5号様式）に、その電子媒体（知事が指定する媒体に限る。）を添付して知事（知事が業務を委託した委託先を含む）に提出しなければならない。

（補給金の交付）

第10条 知事は前条に基づく利子補給金交付請求書等の提出があった場合には、当該利子補給金交付請求書等の内容を審査し、補給金を交付すべきと認めた場合は、速やかに事業実施主体に対して補給金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年度の予算に係る大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）利子補給金交付要綱から適用する。

附 則

改正後のこの要綱は、令和2年6月19日から施行し、令和2年6月19日以降の保証承諾分に係る大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）利子補給金から適用する。

附 則

改正後のこの要綱は、令和3年1月25日から施行し、令和3年1月25日以降の保証承諾分に係る大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）利子補給金から適用する。

附 則

改正後のこの要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）利子補給金から適用する。

第1号様式（第6条関係）

大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた
資金繰り応援資金）利子補給金交付申請書及び実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

（申請者）

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

年度において、下記のとおり大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）利子補給金交付要綱第6条の規定により、当該補給金を交付されるよう申請し、あわせてその実績を報告します。

記

1 補給金交付申請額 金 円

2 添付資料

（1）大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）利子補給金交付申請及び実績報告対象者一覧表（第2号様式）及びその電子媒体（知事が指定する媒体に限る。）

（2）その他知事が必要と認める書類

(公印省略)

第3号様式(第8条関係)

大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資(がんばろう!おおいた資金繰り応援資金)利子補給金交付決定通知書及び額の確定通知書

第 号
年 月 日

所在地:

金融機関名:

代表者氏名: 殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった 年度補給金については、大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資(がんばろう!おおいた資金繰り応援資金)利子補給金交付要綱(以下、「要綱」という。)第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

1 補給金の交付決定額 金 円

2 補給金の額の確定額 金 円

3 補助条件

(1) この補給金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補給事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

(3) 知事は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当したときは、補給金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

イ 当該制度融資の貸付けに際し又は貸付け後、虚偽の申し出又は報告をしたとき

ロ その他知事が特に必要と認めるとき

(4) その他、大分県補助金等交付規則、大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資(がんばろう!おおいた資金繰り応援資金)事務に関する要領及びこの要綱の定めに従うこと。

第4号様式（第9条関係）

大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた
資金繰り応援資金）利子補給金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

（申請者）

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

年 月 日付け 第 号で補給金の交付決定通知及び額の確定通知のあった
年度補給金について、精算払の方法により交付されるよう、大分県新型コロナウイルス
感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）利子補給金交付要綱
第9条の規定により、下記のとおり請求します。

なお、振込先口座は下記にお願いします。

記

1 請求額 金 円

2 添付書類

大分県新型コロナウイルス感染症対応資金特別融資（がんばろう！おおいた資金繰り
応援資金）利子補給金交付請求額算出根拠表（第5号様式）及びその電子媒体（知事
が指定する媒体に限る。）

3 振込先口座

振込先金融機関名：

預金等種別：

口座番号：

口座名義（カタカナ）：

